

平成23年1月11日  
大臣官房総務課情報公開文書室  
(担当・内線 室長 平嶋 壮州  
室長補佐 大村 良平  
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について  
(地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年12月24日から平成23年1月6日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告  
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(11/1/11)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年12月24日～平成23年1月6日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
<b>行政相談室</b> (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	1	0	1	0	0	2
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	140	0	0	0	140
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	11	0	0	0	11
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	1	151	1	0	0	153

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	2
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	151

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	総務課総務係(内線2517)

平成22年12月24日～平成23年1月6日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	1件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>・へき地医療や産科・小児科など医師不足が著しい診療科への勤務を誘導する制度を創設すること。</p> <p>・臨床研修病院における臨床研修医の募集定員の決定に当たっては、地方の医師不足に鑑み、大都市から地方への研修医の誘導を図ることなどに重点を置いて、医師不足の県においては、県の上限を設定せず、各病院の希望どおりに募集定員を決定するように制度を変更すること。</p>		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
2	<p>・国の責任において、離島・へき地の地域医療を担う医師及び医療従事者等の養成と地域への定着を促進するため、県、大学、学会、医師会などとの連携のもと、専門医養成段階における離島地域医療従事者の義務化など、新たな要員派遣システムを構築する等、抜本的な医師確保対策を講じられるよう強く要望します。</p>		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年12月24日～平成23年1月6日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	140件	0件	0件	0件	140件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	140件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・平成23年度の子ども手当の取扱いに関する照会等。		事実や制度を説明。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	宮崎敦文(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年12月24日～平成23年1月6日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	11件	0件	0件	0件	11件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	11件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	市町村のご担当者より、高齢者虐待事案について老人福祉法による措置によって施設入所させ、虐待者と被虐待者を分離した。また、当事案について高齢者虐待防止法第13条を根拠に面会の制限を行っている。しかし、虐待者である家族が戸籍の附表を住民課から取得し、被虐待者の居所を突き止めようとしている。こういった場合、高齢者虐待防止法で何らかの対応ができるかとのご質問をいただきました。		高齢者虐待防止法第13条では、市町村長又は措置施設の長が面会を拒むこと等は規定されているが、住所を突き止めることを拒む権限までは規定されていない旨回答しました。
2	都道府県のご担当者から、特別養護老人ホームの栄養マネジメント加算について、入所者の栄養状態について記録が取られていない事例があったが、加算は算定可能かとのご質問をいただきました。		入所者の栄養状態についての記録は、栄養マネジメント加算の算定要件であるため、記録が取られていない場合は算定できない旨回答しました。
3	月8回に満たなくともリハビリマネジメント加算が算定できるやむを得ない理由とは、利用者の都合であれば全て該当すると考えてよいかとのご照会をいただきました。		全て該当するとは言えないため、個別の事情を勘案して検討するよう説明しました。
4	介護給付費の割引率は、介護サービスの種類毎に設定するのかがとのご照会をいただきました。		介護サービスの種類毎に設定する旨説明しました。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。